

団体割引  
**10%適用**

# 神奈川大学附属中・高等学校 生徒総合補償制度

学生・子ども総合保険

2026年度入学生用パンフレット

**ご入学  
おめでとう  
ございます**

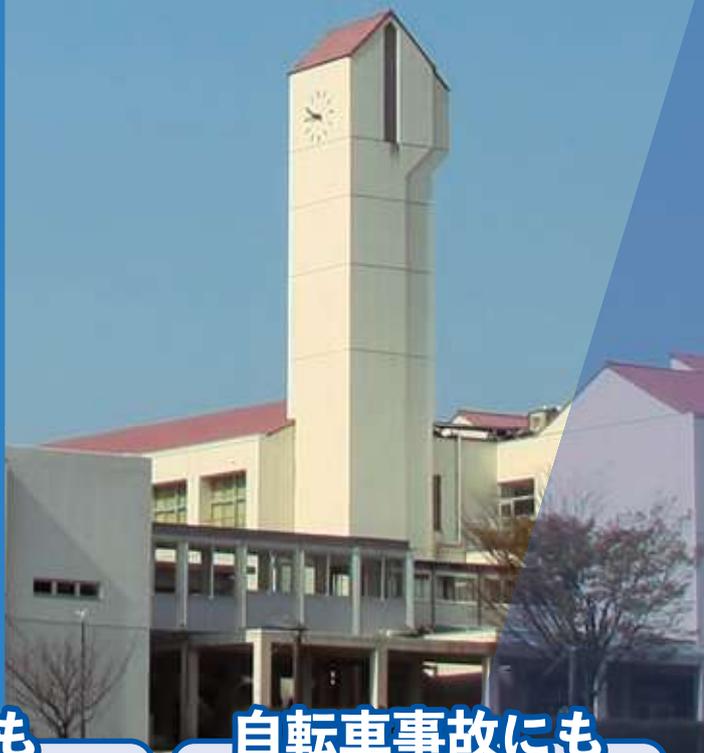
神奈川大学附属中・高等学校に、  
ご入学された方専用の制度です。

大切なお子さまの  
「安心」のために

「神奈川大学附属中・高等学校生徒総合補償制度」は安心して中・高校生活を送っていただくための制度です。

ご入学からご卒業まで、学校生活のみならず、お子さまの日常生活全般におけるさまざまなケガ、扶養者の方に万一のことがあった場合の補償、損害賠償事故に対する補償などを総合的にご提供するものです。

卒業予定時までの長期契約ですので、一度のお手続きで卒業まで補償が続きます。ぜひご加入ください。



**保険料は1日わずか約42円!!  
(Aセットご加入の場合)**

保険料は一時払。

Aセットご加入の場合、1日あたり  
わずか約42円で6年間の補償が  
得られます!

**部活生にも  
おすすめです!!**

スポーツによるケガや熱中症に  
なったときのリスクにも補償で  
きる制度です。運動部に属する  
生徒の皆さまにもおすすめです。

**自転車事故にも  
対応!!**

神奈川県では条例の改正が施行  
され、2019年10月から自転車  
運転中の賠償責任保険等の加入  
が義務化されております。

申込締切日

2026年 **3 | 31** (火)

保険期間

2026年4月1日午前0時から 2032年4月1日午後4時まで **6年間**

学校法人神奈川大学

代理店・扱者 株式会社KUパートナーズ  
(学校法人神奈川大学100%出資事業会社)

**重要 「2026年度 神奈川大学附属中・高等学校生徒総合補償制度 別冊」を必ずあわせてお読みください。**

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。  
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。

PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



## 補償のラインアップ

このようなときにお役にたちます

事故例

### 学資費用補償

国内外補償

#### 扶養者の方が、ケガ・病気により死亡またはケガにより重度の後遺障害になられた場合

学資費用(授業料・施設設備費等)を、学資費用保険金額を限度に支払年度ごとに実額でお支払いします。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガで扶養者が重度後遺障害になられたり、死亡した場合の学資費用も補償されます。

入学後、ある日突然、学費を負担してくれていた扶養者が交通事故で亡くなってしまった。



### お子さま本人のケガ

国内外補償

#### 学校生活だけでなく、ご家庭、スポーツ、レジャー、旅行等でのケガも補償

偶発な事故によるケガを原因とする死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。細菌性およびウイルス性食中毒や、熱中症(熱射、日射)による身体障害も補償

部活中に足をひねり、右足靭帯を切断したため、入院した。



### お子さま本人の病気

国内外補償

#### 病気で入院などしたとき

保険期間中に発病した病気により入院をしたり、手術や放射線治療を受けた場合、また退院後の通院も補償します。  
**入院1日目から保険金をお支払いします。**

虫垂炎で入院し、手術を受けた。



### 携行品損害補償

国内外補償

#### 自宅外で、自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合

※1回の事故につき、3,000円を自己負担していただきます。  
※損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度

タブレットを落として壊してしまいました。



### 天災危険補償

国内外補償

#### 天災が原因でけがなどしたとき

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、学資費用保険金をお支払いします。

地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまいました。



### 賠償責任補償

国内外補償(\*)

#### 日常生活で賠償事故を起こしたとき

お子さまが、日常生活での偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊すなどして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ご家族も補償\*されます。

学校のIT機器などの高価な設備を、破損させてしまった。



判決認容額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)。



### 示談交渉サービス付

日本国内において被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。(受託物の損害賠償を除きます。)

\*一部の補償は国内のみです。

※賠償責任補償の被保険者の範囲は「2026年度 神奈川大学附属中・高等学校生徒総合補償制度 別冊」をご参照ください。

## 学資費用保険金・育英費用保険金のお支払例

中学1年生の4月30日の事故で、前期分の授業料は納付済の場合

ご加入条件  
Aセットにご加入の場合

保険期間	6年間 (入学時にご加入)
学業費用支払対象期間	2032年 4月1日(入学当初のご卒業予定時)まで (支払年度ごとに)
学資費用保険金額	80万円

事故の発生の日以降、毎年支払った学資費用を、実額で学資費用保険金額を限度に補償します。(ただし学業費用支払対象期間<sup>(注)</sup>内)

実際にかかった費用 授業料 80万円



学資費用保険金  
1回だけではなく  
毎年  
支払われます!

※事故の発生の日以前に支払った学資費用は補償されません。学資費用につきましては、実際に負担した授業料等がお支払対象となります。保険金のお支払額は、支払年度<sup>(注)</sup>ごとに学資費用保険金額が限度となります。

(注)「学業費用支払対象期間」、「支払年度」の詳細については、「2026年度 神奈川大学附属中・高等学校生徒総合補償制度 別冊」の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

Q.1

扶養者がケガにより死亡された場合や重度後遺障害になられた場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

Q.2

扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

必要なし

Aセット

Bセット

Cセット

		学資費用 ケガ+病気補償	学資費用 ケガのみ補償	学資費用なし
<b>保険期間</b> 2026年4月1日午前0時から 2032年4月1日午後4時まで (6年間一時払)		セット名と保険料		
		<b>加入率 No.1!</b> Aセット <b>91,000円</b> 1日あたり約42円	Bセット <b>76,000円</b> 1日あたり約35円	Cセット <b>51,000円</b> 1日あたり約23円
I 学資費用	学資費用保険金額 <sup>(※1)</sup> ケガ	(支払年度ごと) <b>80万円</b>		—
	疾病学資費用保険金額 <sup>(※1)</sup> 病気	(支払年度ごと) <b>40万円</b>	—	—
II お子さま本人のケガ	死亡・後遺障害保険金額	<b>58.0万円</b>	<b>57.4万円</b>	<b>43.0万円</b>
	入院保険金日額 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日	(1日につき) <b>2,500円</b>		(1日につき) <b>1,500円</b>
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の <b>10倍</b> 入院中以外の手術の場合は入院保険金日額の <b>5倍</b>		
	通院保険金日額 支払限度日数:90日 支払対象期間:180日	(1日につき) <b>1,500円</b>		(1日につき) <b>1,000円</b>
III お子さま本人の病気	疾病入院保険金日額 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日	(1日につき) <b>2,500円</b>		(1日につき) <b>1,500円</b>
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の <b>10倍</b> 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の <b>5倍</b>		
	疾病通院保険金日額 支払限度日数:30日 支払対象期間:180日	(1日につき) <b>1,500円</b>		(1日につき) <b>1,000円</b>
	放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の <b>10倍</b>		
IV	携行品損害保険金額 <sup>(※2)</sup>	<b>20万円</b> (免責金額 3,000円)		
V	天災危険補償	I・IIのケガの補償が対象 (Iの疾病学資費用は除く)		
VI	賠償責任保険金額 <sup>(※3)</sup>	<b>3億円</b> (記録情報限度額 500万円)		

●上記は職種級別 A (生徒等) の保険料です。お子さまがそれ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(※1) 学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2032年4月1日までです。

(※2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

(※3) 賠償責任補償等においては、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。



ご加入セットを  
ご選択ください。  
次に、ご加入セットの  
保険料をご確認ください。

▶WEB 申込の場合



スマートフォンや  
タブレットで、上記の  
二次元コードを読み込むか  
下記 URL までアクセスして  
ください。



保険料のお支払いはクレジット  
カードでの決済となります。  
決済画面に遷移しますので、  
必要事項を入力し決済を確定  
させてください。

ご自宅で  
手続きできます。

[https://sci.ms-ins-digital.com/apply/sci03/\\_ag/AHJ633917/2026](https://sci.ms-ins-digital.com/apply/sci03/_ag/AHJ633917/2026)

▶郵便払込の場合



同封しております加入申込票  
(払込取扱票)の記入例を参考に  
して必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行  
または郵便局で保険料  
をお振込みください。

WEB手続きあるいは  
振込手续をもって  
お申込みは完了します。

申込締切日

2026年  
3月31日(火)

加入者証

2026年  
5月中旬～  
6月初旬頃  
三井住友海上から  
順次郵送予定

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、  
内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

申込締切後にお申込の際は、  
必ず代理店・扱者までご一報ください。

事故が起きたら

事故が起きたら

早急にご連絡を  
(30日以内)



電話またはインターネットで  
連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は

24時間 365日 事故受付サービス

三井住友海上 事故受付センター

TEL 0120-258-189(無料)

事故の連絡は、インターネット  
事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」

はこちらから



請求書を提出

保険金請求書類が送付  
されますので、できるだけ  
早く書類をご提出く  
ださい。



保険金が  
支払われます

銀行振込で  
お支払いします。



よくあるご質問

Q1. 扶養者は誰を指定すればよいですか？

A1. 被保険者を扶養しており、次の条件を満たしている方です

①親権者であること ②被保険者と同居していること(下宿、単身赴任等、就学上の理由による別居を含む) ③世帯の生計を維持していること ※詳細は「2026年度 神奈川大学附属中・高等学校生徒総合補償制度 別冊」をご参照ください。

Q2. 保険期間中に世帯の生計を維持する方が変更となった場合はどのようにすればよいですか？

A2. 扶養者の変更手続きが必要となりますので、お問い合わせ先にご連絡ください。

Q3. 携行品損害補償は、どのようなものが補償されますか？

A3. スマートフォン、タブレット、コンタクトレンズ、眼鏡、電子辞書などが補償されます。  
※詳細は「2026年度 神奈川大学附属中・高等学校生徒総合補償制度 別冊」をご参照ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセス  
できます。



保険商品に関するお問い合わせ先

【代理店・扱者】

株式会社KUパートナーズ(学校法人神奈川大学100%出資事業会社)

TEL 045-491-1775 FAX 045-491-1780

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社  
広域法人部営業第三課